

大阪府日常生活支援住居施設の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年3月27日厚生労働省令第44号。以下「要件省令」という。)に定める認定要件に基づき行う、日常生活支援住居施設の認定に関する基本的事項を定めることにより、認定の事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

なお、日常生活支援住居施設を運営するに当たっては、要件省令、その他関係法令等を遵守するものとする。

(認定の申請等)

第2条 日常生活支援住居施設の認定を受けようとする者は、要件省令第2条第1項の規定に基づき、次に掲げる関係資料を添えて、日常生活支援住居施設認定申請書(様式1)を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書)又は条例等
- (2) 建物その他の整備の規模及び構造(平面図等の各部屋の広さや長さ分かる図面)
- (3) 運営規程
- (4) 金銭管理規程(金銭管理を実施する場合のみ)
- (5) 経歴申告書(施設の管理者及び生活支援提供責任者)(様式1関係(1))
- (6) (5)の資格要件確認書類(実務経験証明書(様式1関係(1)の添付)、資格証(写し)又は研修修了証(写し))
- (7) 日常生活及び社会生活上の支援を必要とする者に対する処遇に関する項目(様式1関係(2))
- (8) 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表(様式1関係(3))
- (9) 在所者一覧表(様式1関係(4))
- (10) その他、知事が必要と認める書類

(認定の変更等)

第3条 認定を受けた者は、前条により届け出た事項に変更があったときは、10日以内に日常生活支援住居施設変更届(様式2-1)を知事に届け出なければならない。

2 認定を受けた者は、認定の辞退をする際は、辞退をしようとする日の3月以上前に日常生活支援住居施設辞退届(様式2-2)を知事に届け出なければならない。

(審査及び意見聴取)

第4条 知事は、第2条の申請書類の審査に際し、要保護者への支援の委託が想定される施設の所在地の市町村の長に対し、管内の要保護者の状況や、委託の見込み等について、日常生活支援住居施設の認定に係る意見の聴取について(様式3-1)により意見を求めるものとする。

(認定及び通知)

- 第5条 知事は、要件省令に基づく審査の結果、認定を行った場合は、申請者に対し、日常生活支援住居施設認定通知書(様式4-1)により通知する。
- 2 認定を受けた者は、第1項の通知を受け取った日の翌日から起算して、1月以内に大阪府無料低額宿泊所の届出等に関する要綱(令和2年4月1日施行)第4条第1項に基づき、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、審査の結果、認定をしない場合は、申請者に対し、日常生活支援住居施設不認定決定通知書(様式4-2)により通知する。

(単価の通知)

- 第6条 知事は、第5条第1項の認定を行った場合は、日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて(令和2年4月3日社援保発0403第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。)に基づき、委託事務費の単価(加算分を含む)を設定し、申請者に対し、日常生活支援委託事務費支弁基準額設定通知書(様式5)により通知する。
- なお、単価の設定に変更が生じた場合も同様とする。

(認定の取消し)

- 第7条 知事は、要件省令第6条の規定により認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力の停止した場合は、認定を受けた者に対し、日常生活支援住居施設認定取消等通知書(様式6)により通知する。

(福祉事務所等への通知)

- 第8条 知事は、第5条第1項の認定、第6条の単価の設定及び第7条の認定の取消しを行った場合は、当該施設の名称や所在地、定員、地域区分等の事項について、管内の保護の実施機関の長並びに府内の指定都市の長及び中核市の長に対し、日常生活支援住居施設の認定及び単価の設定変更等について(様式7)により通知する。
- なお、通知内容に変更が生じた場合も同様とする。

(加算の申請及び毎年度当初の申告)

- 第9条 第2条の申請を行う者又は認定を受けた者であって、支援体制加算及び宿直体制加算の認定を受けようとするものは、次に掲げる関係資料を添えて、日常生活支援委託事務費に係る支援体制加算宿直体制加算対象施設の認定について(様式8)を知事に提出しなければならない。
- (1) 従業員等の勤務体制及び勤務形態一覧表(様式1関係(3))
- (2) 月別の入居者数・重点的要支援者数一覧(様式8関係(1))
- 2 前項の認定を受けた者は、毎年度4月10日までに当該年度の加算の認定について、前項に規定する書類を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の認定を受けた者は、支援体制加算又は宿直体制加算の要件を満たさなくなっ

た場合は、第1項に規定する書類を知事に提出しなければならない。

(その他)

第10条 保護の実施機関の長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項の規定により日常生活支援住居施設の管理者に対し、当該施設への要保護者の入所を委託する場合、日常生活支援の委託について（様式9-1）により依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた日常生活支援住居施設の管理者は、日常生活支援の委託について（様式9-2）により受託の可否を保護の実施機関の長に対し回答しなければならない。

3 入所を受託した日常生活支援住居施設の管理者は、保護の実施機関の長に対して、日常生活支援委託事務費請求額通知書（様式10）により各月毎の委託事務費を、原則として当該月の翌月10日（10日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、次の平日とする。）までに請求しなければならない。

併せて、日常生活支援住居施設の管理者は、日常生活支援委託事務費請求額通知書の写しを知事に提出しなければならない。

保護の実施機関の長は請求書を確認の上、所要額の支払いを行わなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月29日から施行する。